西群馬開閉所から275kV中東京幹線に接続する区間については、西側山間部を通過する申請案のほか、東側山間部を通過する案について検討が行われている。2案を比較すると、申請案は、鉄塔の基数が多く、亘長が長いものの、視認性の低い地形を通過することにより、景観に与える影響が小さいこと、鉄塔位置が地滑り危険箇所等を回避しているため、地滑り調査や必要に応じた対策工事が不要となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

一方、275kV中東京幹線から275kV安曇幹線に接続する区間については、既設施設である275kV安曇幹線のルートを極力活用する申請案のほか、既存施設である275kV中東京幹線のルートを極力活用する案が考えられるが、申請案は、送電線下面積が多くなるものの、鉄塔用地面積は少なくなること、集客施設及び集落からの充分な離隔が確保でき、景観に与える影響が小さいことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

○中部地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月一日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町字西浦八四一番から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A 一九・〇〇～一三・〇〇	八五・〇〇メートル～八八・五〇メートル	二〇・一三四キロメートル
		B 一〇・〇〇～一九・〇〇	七・三〇～八五・〇〇	一四・〇一四
		C 一三・〇〇～一九・〇〇	八八・五〇～一〇一・五〇	二〇・一三四
	後	A 一九・〇〇～一三・〇〇	八五・〇〇～八八・五〇	二〇・一三四
		B 一〇・〇〇～一九・〇〇	七・三〇～八五・〇〇	一四・〇一四
		C 一三・〇〇～一九・〇〇	八八・五〇～一〇一・五〇	二〇・一三四

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月一日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十二号	一宮市丹陽町九日市場字下田一一三番三から同市丹陽町九日市場字下田八七番八まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年九月一日十二時

○近畿地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阪南市鳥取中五八二番一から和歌山市西汀丁二六番まで	前 A	八・六〇～一〇・七〇	二一・二〇メートル	上記A・B・C及びDは表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一九・〇〇～一三・六〇	二一・四六二キロメートル	
	前 C	二一・二〇～一八・八〇	六・二三五	
	前 D	八・六〇～一〇・七〇	二一・四六二	
	後 A	一九・〇〇～一三・六〇	二一・〇四八	
	後 B	二一・二〇～一八・八〇	六・二三五	
	後 C	二一・二〇～一六四・七〇	二一・九〇三	
	後 D	一〇・七〇～一六四・七〇		

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局、国道事務所

同局浪速国道事務所、同局大阪国道事務所及び同局和歌山河川

○九州地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月一日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡県築上郡築上町大字有安四五四番一から同町大字有安三七七番一まで	前	一一・〇〇～一三・五〇	一五・〇〇メートル～二〇・二五七キロメートル	
	後	一一・〇〇～一三七・五〇		

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所